

## グレースピリオドの在り方について

### 1. 現行制度の概要

特許出願前に公開され公知となった発明は、新規性を喪失し、特許を受けることができないのが原則である（特許法第29条第1項）。

しかし、発明者本人による論文発表等によって自らの発明を公開した後に、その発明について特許出願をしても一切特許を受けることができないとすることは、発明者にとって酷な場合もあり、また、産業の発達への寄与という特許法の趣旨にも反することになりかねない。

そこで、救済措置として、発明の新規性喪失の例外規定が設けられており、発明の公表から特許出願するまで、6月の猶予期間がある（特許法第30条）<sup>1</sup>。

#### 特許法

（発明の新規性の喪失の例外）

第30条 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至った発明は、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号の一に該当するに至らなかつたものとみなす。

- 2 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号の一に該当するに至った発明も、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。
- 3 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至った発明も、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、第一項と同様とする。
- 4 第一項又は前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号の一に該当するに至った発明が第一項又は前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

<sup>1</sup> ただし、特許法第30条の規定は、あくまでも先願主義の下での例外的救済措置として設けられた規定であることから、本条による救済の対象となる公表の後に、当該発明と同一の発明の第三者による公表があったときには、出願前の第三者による公表によって新規性を喪失（特許法第29条第1項各号のいずれかに該当）するものとして取り扱われることとなる。

## (1) 救済の対象となる公表

新規性喪失の例外の適用を受けられる発明<sup>2</sup>は、特許を受ける権利を有する者の以下の行為により新規性を失った発明である（特許法第30条第1項、第3項）。

- 試験
- 刊行物に発表
- インターネット等の電気通信回線を通じて発表
- 特許庁長官が指定する 学術団体（※）が開催した研究集会において、文書をもって発表
- 博覧会へ出品（ただし、以下のものに限る）
  - ・ 政府等が開設する博覧会
  - ・ その他の博覧会であって、特許庁長官が指定するもの（※）
  - ・ パリ条約の同盟国またはWTOの加盟国で開設される国際的な博覧会（政府等あるいはその許可を受けた者が開催するもの）
  - ・ それ以外の国で開設される国際的な博覧会であって、特許庁長官が指定するもの（※）

### ※ 学術団体・博覧会の指定制度の概要

#### ① 学術団体の指定

学術団体より提出された申請書や当該団体の定款、発行する機関誌等を基に審査を行い、当該団体が、特許庁の内規である「学術団体指定基準」に定める要件（目的、会員数等）を満たす場合に、特許庁長官が指定を行うこととされている。

なお、指定制度導入時には、いわゆる学会及びそれに類似する団体についてのみ指定をしていたが、2001年には大学及び高等専門学校等を、2002年には独立行政法人及び地方公共団体の公設試験所等を、それぞれ指定ができるよう「指定基準」を改正している。

#### 学術団体指定基準（20081114特許001）

特許法第30条第1項（実用新案法第11条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく学術団体の指定については、関係法令に定めるもののほか、以下によるものとする。

1. 以下の要件を満たさない学術団体については、指定を行わない。
  - (1) 団体が、自然科学に関する研究の発表及び技術知識の交換を主な目的の一つとしていること。
  - (2) 団体の会員が、ごく少数でないこと。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
    - イ. 団体が特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）、公益財団法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第1

<sup>2</sup> なお、特許を受ける権利を有する者の意に反して新規性を失った発明も対象となる（特許法第30条第2項）。

- 18号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)である場合
- ロ. 団体が地方公共団体の設置する試験研究機関である場合
- ハ. 団体が大学等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人及び同条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。)である場合
- (3) 団体が、会員の研究発表を掲載した機関誌等を発行していること。
- (4) 団体の事業運営のための組織及び責任体制が明確であること。
- 2～4 略
- (附則) 略

## ② 博覧会の指定

博覧会の開設者より提出された申請書や当該開設者の定款、開催概要等を基に審査を行い、当該団体が、特許庁の内規である「博覧会指定基準」に定める要件(目的、出品者数等)を満たす場合に、特許庁長官が指定を行うこととされている。

なお、指定制度導入時には、公益法人等が開催するものについてのみ指定をしていたが、1999年に、民間事業者が開催する展示会等についても政府若しくは地方公共団体の後援があれば、指定ができるよう「指定基準」を改正している。

### 博覧会指定基準(20081114特許002)

特許法第30条第3項(実用新案法第11条1項において準用する場合を含む。)、商標法第4条第1項第9号及び同法第9条第1項の規定に基づく博覧会の指定については、関係法令に定めるもののほか、以下によるものとする。

1. 以下の要件を満たさない博覧会については、指定を行わない。
  - (1) 「博覧会」、「見本市」等の名称のいかんにかかわらず、広く産業の発展、特に産業技術の向上又は合理的な市場秩序の形成に寄与することを目的とし、産業に関する又は技術の応用に関する物品等の公開展示を行うものであること。
  - (2) 日本国において開設される博覧会にあっては、開設者が原則として特殊法人、公益社団法人もしくは公益財団法人であること、又は博覧会が原則として政府もしくは地方公共団体の後援するものであること。
  - (3) 開設地及び開設期間が、開設の目的に照らし、妥当なものであること。
  - (4) 出品者及び入場者の資格について、原則として、制限を設けていないこと。止むを得ない場合にあっては、開設の目的、会場の規模その他正当な理由による制限を設けるものであってもよいが、その場合においても、その制限の範囲内で無差別的でなければならない。
  - (5) 出品者数、出品物の種類・数量等が、開設の目的に照らして妥当なものであること。
  - (6) 商標法第4条第1項第9号の規定に基づく博覧会の指定の申請にあっては、同法施行規則第22条第3項の規定による「当該博覧会の賞を表示した書面」が添付されていること。

2・3 略

(附則) 略

## (2) 猶予期間

新規性喪失の例外の適用を受けるためには、発明が公知となった日から6月以内に特許出願をする必要がある(特許法第30条第1項～第3項)。

### (3) 制度の適用を受けるために必要な手続

意に反して公知となった場合を除き、本制度の適用を受けるためには、出願時にその旨を記載した書面を提出し、さらに、出願の日から30日以内に本制度の適用要件を満たすことを証明する書面を提出しなければならない（特許法第30条第4項）。

## 2. 問題の所在

### (1) 現行制度の問題

オープンイノベーションの進展等により、大学や中小企業、個人発明家等の研究者による研究活動（公表行為含む）が多様化している中、現行の新規性喪失の例外規定では、救済範囲が限られているため、発明の権利化に際し、その一部しか救済できておらず、以下のような問題点が指摘されている。また、経済のグローバル化が進む中、複数の国で権利取得する際の利便性を向上する観点から、国際的な制度調和に対する要望がある。

このため、イノベーション創出の視野を広げるためには、多様化している研究活動の現状を踏まえ、現行の新規性喪失の例外規定における救済の対象となる公表及び猶予期間に係る限定を見直す必要性が高まっている。

#### ① 救済の対象となる公表に関する問題点

##### (a) 制度の対象が不十分

###### (i) 救済の対象となる公表が出願人のニーズを網羅していない

現行制度では、あくまで例外的救済措置として、新規性喪失の例外適用に関する救済の対象となる公表は、上述1.(1)のとおり限定的であり、販売等の行為は含まれていない。

このため、例えば、

- ・ 事業展開のためのマーケティングリサーチ
- ・ 個人発明家や中小企業等による、投資家探しの際の説明

のような場合において新規性を喪失する事例は救済の対象となっておらず、このための発明の公表が必要となることのある発明者にとっては、救済の対象の範囲が不十分と考えられる<sup>3</sup>。

###### (ii) 発明の公表の仕方・メディアの違いによって不均衡がある

現行制度では、似たようなケースであっても、発明の公表の仕方やメディアの違いによって、本制度による救済の対象になる場合とならない場合があり（以

---

<sup>3</sup> 社団法人日本国際工業所有権保護協会「各国特許法におけるグレースピリオド等特許要件の検討報告書」（2000年3月）39頁

下表参照)、不均衡が生じていると考えられる。

救済の対象／対象外	公表の仕方（例）	メディア（例）
○（救済の対象）	自社製品についてカタログやパンフレットを不特定の者に頒布	・新聞社の記者に説明して新聞に掲載するよう依頼した内容が新聞上に公開 ・インターネット上で動画ストリーム配信
×（救済の対象外）	自社製品そのものの販売	・テレビでインタビューが放映 <sup>4</sup>

また、学会での研究発表については、当該学会が学術団体の特許庁長官指定を受けていない場合は、研究集会での文書発表について新規性喪失の例外の適用を受けられない一方、予稿集やインターネットでの文書発表については学術団体の指定を受けていない場合であっても適用を受けられるため、制度面のバランスを欠いているのではないかという意見がある。

#### (b) 学術団体・博覧会の主催者の申請の有無によって新規性喪失の例外適用の可否が左右されている

学術団体・博覧会については、特許庁長官の指定が必要とされており、その指定については、主催者による申請が前提となっている。そのため、学術団体が開催する研究集会での発表者及び博覧会への出品者は、主催者による申請の有無によって新規性喪失の例外適用の可否が左右されることとなっている。

特に、外国の学術団体については、制度上は指定が可能だが、これまで外国の学術団体から申請されたことがなく、その主催する研究集会での文書発表について新規性喪失の例外の適用を受けることができない。このため、学術団体・博覧会指定制度の存在により、新規性喪失の例外の現行制度は、出願人にとって利便性が低い状態となっているのではないかという意見がある<sup>5</sup>。

## ② 猶予期間に関する問題点

大学の研究者等は、研究成果を早期に普及させる公益目的の公表や業績上の優位獲得のために、いち早く学術文献の発表や学会での研究発表を行うインセンティブがある<sup>6</sup>。

しかしながら、分野（ライフサイエンス分野等）によっては、実験データの蓄積などに時間を要するため、6月という現行の猶予期間内に出願するのが困難という意見もある。また、日欧など：6月、米など：12月という猶予期間が、少

<sup>4</sup> 特許庁編「発明の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集」（2010年3月）  
（[http://www.jpo.go.jp/shiryoku/ki jun/ki jun2/pdf/reigai/30jo\\_qa\\_shu.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryoku/ki jun/ki jun2/pdf/reigai/30jo_qa_shu.pdf)）

<sup>5</sup> 財団法人知的財産研究所「イノベーションの創出に資する知的財産権制度の在り方に関する調査研究報告書」（2010年3月）

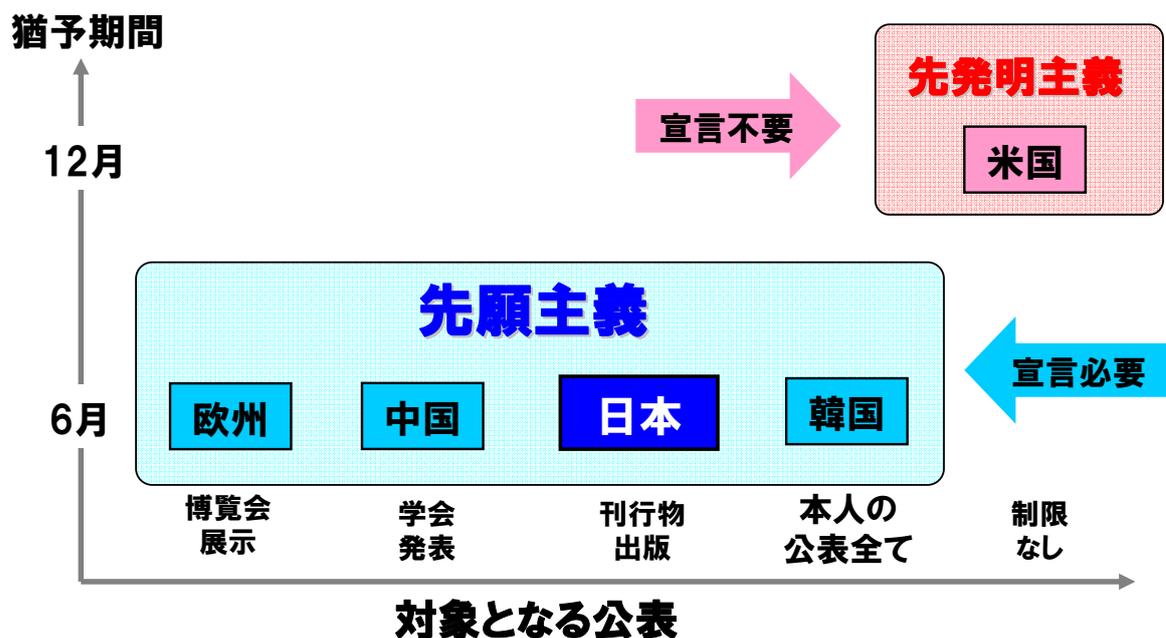
<sup>6</sup> 財団法人知的財産研究所・前掲注(5) 27頁。あくまで例外的な取扱いであることを認識した上で、発表前に出願ができない場合の救済手段等として本制度が利用されている。

なくとも日米欧の三極で統一されることが好ましいという意見が多い<sup>7,8</sup>。

## (2) 各国の制度と国際的制度調和をめぐる現状

### ① 諸外国におけるグレースピリオドの概要

世界の約80%の特許出願がなされている主要国・地域（日米欧中韓）のグレースピリオドの制度について、対象となる公表、猶予期間の観点からまとめると下図のようになる。



#### (a) 米国

対象となる公表：公表の態様を問わない

猶予期間：12月

宣言：発明を公表したことの宣言は不要

※ただし、先願主義の下でのグレースピリオドが自己の公開が公知技術となってしまうことに対する救済を意図しているのに対し、米国の先発明主義の下でのグレースピリオドは、発明の公開後の早期出願を促す点で趣旨が異なる。

<sup>7</sup> 財団法人知的財産研究所・前掲注(5)27頁。

<sup>8</sup> 東京大学政策ビジョン研究センター「アジア知財学術会議開催報告書」(2010年3月)6～7頁。  
([http://pari.u-tokyo.ac.jp/event/report/smp\\_rep091112\\_AIPC.pdf](http://pari.u-tokyo.ac.jp/event/report/smp_rep091112_AIPC.pdf))

#### 米国特許法第102条

(特許要件；新規性及び特許を受ける権利の喪失)

次に該当する場合を除き、何人も特許を受ける権原を有する。

(a) 略

又は

(b) その発明が、合衆国における特許出願日前1年より前に、合衆国若しくは外国において特許を受け若しくは刊行物に記載されたか、又は合衆国において公然実施され若しくは販売された場合

又は

(c) から (g) まで 略

#### (b) 欧州（欧州特許条約（EPC）及びドイツ等）

対象となる公表：本人の国際博覧会への出品による発明の開示のみ

猶予期間：6月

宣言：発明を公表したことの宣言は必要

#### 欧州特許条約第55条

(新規性に影響を与えない開示)

(1) 第54条の規定の適用については、発明の開示は、それが欧州特許出願前の6月以内に行われ、かつ、それが次のものに起因するか又は次のものの結果である場合は、考慮されない。

(a) 出願人又はその法律上の前権利者に対する明らかな濫用

(b) 出願人又はその法律上の前権利者が、1928年11月22日にパリで署名され、最後に1972年11月30日に改正された国際博覧会に関する条約にいう公の又は公に認められた国際博覧会に発明を展示したこと

(2) (1) (b) の場合については、(1) の規定は出願人が欧州特許出願の際に、発明がそのように展示されたことを陳述し、かつ施行規則に定める期間内に施行規則に定める条件に従ってこれを裏付ける証明書を提出した場合にのみ適用する。

#### ドイツ特許法第3条

[1] から [3] まで 略

[4] [1] 及び [2] の適用については、発明の開示は、それが出願前6月以内になされたものであり、かつ、次の何れかに起因するか若しくはその結果であるときは、新規性の判断において考慮されないものとする。

(1) 出願人又はその前権利者に関係する明白な濫用、又は

(2) 出願人又はその前権利者が、その発明を、1928年11月22日にパリで調印された国際博覧会に関する協定の要件に該当する公的又は公的に承認された国際博覧会に展示したという事実

本項第1文の(2)は、出願人が、出願時に当該発明がそのような博覧会において展示されたことを申告し、かつ、出願後4月以内にこれについての証明書を提出したときのみ、適用される。本項第1文の(2)に述べられている博覧会は、連邦法務大臣により連邦法律官報 (Bundesgesetzblatt) で公示される。

#### (c) 韓国

対象となる公表：出願人本人の行為により公知となる場合はすべて<sup>9</sup>

<sup>9</sup> ただし、出願公開または登録公告によって公知になったものは除く（韓国特許法第30条第1項第1号）

※2006年以前は日本と同様（試験、刊行物、インターネット、指定学術団体及び博覧会には例外適用）であった。

猶予期間：6月

※米韓FTA成立後12月へ移行予定

宣言：発明を公表したことの宣言は必要

#### 韓国特許法第30条

（公知等になっていない発明とみなす場合）

1 特許を受けることができる権利を有した者の発明が次の各号のいずれか1つに該当する場合には、その日から6ヶ月以内に特許出願をすればその特許出願された発明に対して第29条第1項又は第2項の規定を適用するにおいては、その発明は第29条第1項各号のいずれか1つに該当しないものとみなす。

一 特許を受けることができる権利を有した者により、その発明が第29条第1項各号のいずれか1つに該当することとなった場合。ただし、条約又は法律により韓国内又は国外で出願公開されるか、あるいは登録公告された場合を除く。

二 特許を受けることができる権利を有した者の意に反してその発明が第29条第1項各号の1に該当することとなった場合

2 第1項第1号の規定の適用を受けようとする者は、特許出願時に特許出願書にその旨を記載し、これを証明することができる書類を特許出願日から30日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

#### (d) 中国

対象となる公表：国際博覧会での展示、規定の学術会議での発表に限られる

猶予期間：6月

宣言：発明を公表したことの宣言は必要

#### 中国専利法第二十四条

特許を出願する発明創造について、出願日前6カ月以内に以下の状況のいずれかがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。

（一）中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。

（二）規定の学術会議、あるいは技術会議上で初めて発表された場合。

（三）他者が出願者の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合。

#### 実施細則第三十条

専利法第二十四条第（一）号に言う中国政府が承認した国際博覧会とは、国際博覧会条約に定められた、博覧会国際事務局に登録した或いはそれに認められた国際博覧会を指す。

専利法第二十四条第（二）号に言う学術会議又は技術会議とは、国務院の関係主管部門又は全国的な学術団体が組織開催する学術会議又は技術会議を指す。

特許を出願する発明創造に専利法第二十四条第（一）号又は第（二）号に挙げた事情がある場合、出願人は特許出願の提出時に声明し、かつ出願日より起算して2ヶ月以内に、国際博覧会又は学術会議、技術会議の主催者が発行した、関係発明創造が既に展示され又は発表された事実、並びに展示又は発表の期日を証明する書類を提出しなければならない。

特許を出願する発明創造に専利法第二十四条第（三）号に挙げた事情がある場合、国務院特許行政部門は必要に応じて、指定期限内での証明書類の提出を出願人に要求すること

が出来る。

出願人が本条第3項の規定に基づいて声明と証明書類を提出せず、或いは本条第4項の規定に基づいて指定期限内に証明書類を提出しなかった場合、その出願は専利法第二十四条の規定を適用しない。

## ② 特許制度調和に関する先進国会合（B＋会合）<sup>10</sup>における検討状況

経済のグローバル化が進む中、一つの発明を複数国で特許取得する機会が増えている。これに対応するため、特許取得の予見性を高め、手続コストを低減する観点から、特許制度調和が求められている。

グレースピリオドは、特許制度調和の議論において主要項目の一つとなっている。グレースピリオドによる救済の対象、猶予期間等が各国で異なっており、一部の国では救済されても、他の国では救済されない場合もあることから、複数国への出願を行う際に出願人にとって混乱を招くおそれがあり、各国で制度が統一されていることが望ましい<sup>11</sup>。

B＋会合においては、各国で異なるグレースピリオドの調和について、米国が先発明主義から先願主義に移行する代わりに、日欧の各国は米国と同程度に緩やかな要件のグレースピリオドを導入するという方向で、各国の妥協案パッケージを作成する議論が進められていた。

グレースピリオドに関する制度調和の議論は、主に以下の3点の方向性が検討されていたが、米国と欧州の対立により、現在、議論は停滞している<sup>12</sup>。

- ・ 救済の対象となる公表の態様は問わない。
- ・ 期間を12月とする。
- ・ 発明を公表したことの宣言は不要とする。

<sup>10</sup> 特許制度の実体的側面の調和については、WIPO（世界知的所有権機関）において議論が行われていたが、先進国と途上国の対立により、議論が停滞。特許制度調和の議論は、2005年より、特許制度調和に関する先進国会合（B＋会合）を中心に行われている。

<sup>11</sup> 財団法人知的財産研究所・前掲注（5）では、国内の大学を対象にしたヒアリング調査の結果として、出願人が出願書類を作成する時間を確保できず、日本で新規性喪失の例外規定の適用を受けて特許出願する場合は、欧州での権利化は困難としている。

「出願書類を作成する時間を確保できない場合の対処方法は、新規性喪失の例外規定（特許法第30条第1項）の適用を受けての出願となる。米国ではグレース・ピリオド（米国特許法第102条（b））が認められていることから、学会発表等で発明を公表しても、1年以内に出願すれば権利化が可能である。しかし、欧州においては学会発表等の公表行為に対するグレース・ピリオドは認められていない。各大学では、欧州での権利化の必要性を考慮しつつ、新規性喪失の例外規定の適用を受けて出願するか否かを判断している。この結果、欧州での権利化を断念して日米のみに出願する場合と、出願権利化自体を断念する場合があることがわかった。」（107～108頁）

<sup>12</sup> なお、米国では先願主義への移行を含んだ特許改革法案が議会に提出されているところである（上院司法委員会は通過、上院本会議と下院ではまだ審議されていない）。

### 3. 検討の方向

新規性喪失の例外における現行制度の不均衡を取り除き、わかりやすい制度とすることは、特許制度の利便性を高めるものである。

また、グレースピリオドの適用要件を緩和することによって、特許制度に不慣れた発明者等の公表により新規性を失ってしまうはずの発明を権利化できる可能性が拡大されれば、イノベーションの促進に寄与すると考えられる。

一方、グレースピリオドは、先進国間での特許制度調和の議論において主要項目の一つとなっているが、米国と欧州の対立により、現在、議論は停滞している。

以上を踏まえると、国際的議論のすう勢を見極めつつ、グレースピリオドによる救済の適用を受ける要件の緩和について検討すべきでないか。

#### 【検討の視点】

##### (1) 救済の対象となる公表

大学・研究機関等による発明の権利化の可能性を拓げるためには、現在、限定されている新規性喪失の例外が適用される対象行為を拡大することが適切ではないか。

また、大学等から廃止のニーズ<sup>13</sup>の大きい「学術団体・博覧会の指定制度」については、指定制度を廃止した場合、学術団体及び博覧会の主催者にとって申請に係る負担軽減が図られるとともに、研究者（発表者）にとっては指定の有無により発表の場が制限されることがなくなることにより、より利便性の高い制度となると考えられる。したがって、救済の対象の拡大に当たっては、主催者の申請の有無による研究発表（発明の公表）の場が制限されることがなくなるよう「学術団体・博覧会の指定制度」を廃止することが適当なのではないか。

「学術団体・博覧会の指定制度」を廃止し、救済の対象を拡大する場合、以下の3案が考えられる。

A案:学術団体の研究集会における文書発表及び博覧会への出品について、現在、特許庁長官指定の判断基準として内規で定めている「学術団体指定基準」又は「博覧会指定基準」における要件を緩和して、その一部を法令に規定する案

##### (趣旨)

現行制度をベースとし、現在の指定基準の要件を緩和した上で、その要件を法令に直接規定（指定基準は廃止）することで、救済対象の最小限の拡大を行うもの。

<sup>13</sup> 特許制度に関する論点整理について－特許制度研究会 報告書－（2009年12月）26頁  
(<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/kenkyukai/tokkyoseidokenkyu.htm>)

(課題)

- ・ 救済の対象となる公表が限定されていることや発明の公表の仕方によって不均衡があるといった上述の問題点（2.（1）①(a)参照）については、依然として解消されない。
- ・ どのような「学術団体」及び「博覧会」を対象とするか、法令で明確に規定することが現実的には困難である。

B案：学術団体の研究集会における文書発表及び博覧会への出品については、救済対象を限定しない案

(趣旨)

新規性喪失の例外適用が受けることができる行為は、現状と同じ限定列举型のままとし、学会等での文書発表及び博覧会への出品行為について限定をなくすことで、救済対象の一部拡大を行うもの。

(課題)

- ・ A案同様、救済の対象となる公表が限定されていることや発明の公表の仕方によって不均衡があるといった上述の問題点（上述2.（1）①(a)参照）については、依然として解消されない。
- ・ 法令における「学術団体」及び「博覧会」を定義する必要があるため、実際には特定の「学術団体」及び「博覧会」に限定することにならざるを得ないのではないか。

C案：救済の対象行為を一切限定せず、「本人による公表」を一律に救済対象とする案

(趣旨)

出願人本人の行為により公知となる場合についてはすべて新規性喪失の例外適用を受けることを可能とし、救済対象の大幅拡大を行うもの<sup>14</sup>。大学等のニーズにも合致し、特許制度に不慣れなユーザーの利便性が向上する。これにより、救済の対象となる公表が不十分であることや、発明の公表の仕方の違いによる不均衡があること、学術団体や博覧会の主催者の申請によって救済の対象が左右されるといった上述2.（1）①(a)及び(b)の問題は解決される。

<sup>14</sup> 産業構造審議会 第14回知的財産政策部会における意見（2010年5月12日）。

([http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/tizai\\_bukai\\_14.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/tizai_bukai_14.htm))

「グレースピリオドについては、どこで発表しても適用されることが望ましいと思うが、少なくとも、韓国同様、本人による公表には適用していただきたい。」

さらに、個別審査における新規性喪失の例外の適合判断が概ね「本人による公表であるか否か」に単純化されるため、出願人にとって、証明の負担が軽減されるとともに、新規性喪失の例外適用についての予見性が高まる。

(課題)

- ・ 救済対象を拡大することにより、第三者の監視負担（公表された発明が権利化される可能性があることを監視し続ける負担）が増加するおそれがある。ただし、公表前に出願がなされた通常の出願においても、審査請求期間、その後の審査（場合によっては審判・裁判）期間があり、権利が確定するまでに一定の年月を要するため、第三者の監視負担は一定程度存在している。したがって、あくまで例外的救済措置である本制度の適用対象を拡大したところで、第三者の監視負担の増加の影響はそれほど大きいものではないとも考えられる。

## (2) 猶予期間

猶予期間については、現状の「6月」を維持する案と、「12月」に拡大する案が考えられる。

「6月」を維持する場合は現状のとおりであるが、「12月」に拡大する案についての趣旨と課題は、以下のとおりである。

(趣旨)

より多くの場合に出願が救済される。分野（ライフサイエンス等）によっては、実験データの蓄積などの時間的余裕が生じ、出願のための準備期間が増加する。

(課題)

学会での発表等により公表された発明を使用可能か否かについての第三者の監視負担が6月分、増大する。

なお、発明者の公表から出願までの期間に、第三者による独立した出願や公表がなされることにより、発明者が特許を受けることができないリスクが高まるため、制度に明るくない発明者がこのことを理解せずに発明を公表し、特許取得の機会を失ってしまうケースが起きないように制度の十分な周知が必要。

## (3) 制度の適用を受けるために必要な手続

制度の適用を受ける旨の書面・公表事実を証明する書面の提出は、先願主義の下では必須と考えられる。

書面を廃止すると、出願以前の公開情報はその出願の特許性に影響を及ぼすものであるのか不明であるとの事態を招き、第三者にとり、当該出願に特許が付与され

るのか不明な状況となる。

また、出願人は、自己の行った公表の有無について十分に把握していることが通常であるから、書面の提出自体は、大きな手続負担となっているとは考えにくく、廃止することによる負担軽減効果は小さいと考えられる。

#### 【国際的な制度調和の議論との関連】

グレースピリオドに関し、我が国の制度は、厳格な制度の欧州と、ゆるやかな制度の米国の中間的な制度であるため、これまでの先進国をはじめとした多国間交渉の場での制度調和の議論においては、我が国は、調和的な制度設計を目指してきた。

こうした中で、我が国がグレースピリオドに関して法改正を検討するにあたっては、国際的な制度調和の議論が現在継続中であること、そして、各国の異なった制度のもとでは日本で新規性喪失の例外が認められて権利化することができたとしても特定国で権利化できなくなるおそれがあることに、留意する必要がある。

「(1) 救済の対象となる公表」については、相対的に各国の対立があまり見られず、また利便性向上という出願人のニーズにも合致するため、現時点で現行制度を変更して救済の対象を拡大することが適当ではないか。

一方で、「(2) 猶予期間」及び「(3) 制度の適用を受けるために必要な手続」については、議論はまだ収斂しておらず、現時点で、現行制度を変更することは時期尚早ではないか。

なお、「(2) 猶予期間」及び「(3) 制度の適用を受けるために必要な手続」については、現時点で現行制度を維持したとしても、国際的な制度調和の議論のすう勢によっては、将来変更について再度検討する可能性があることに留意が必要である。

#### 4. まとめ

上記の論点を踏まえると、グレースピリオドの適用対象となる公表については、国際的な制度調和の議論を考慮した上で、特許制度の利便性を高め、大学・研究機関等による発明の権利化の可能性を拡げるという視点から、「学術団体・博覧会の指定制度」を廃止し、本人による発明の公表を一律に救済対象とするC案が適当ではないか。なお、その際に、先願主義の下では、グレースピリオドはあくまで例外的救済措置である点をユーザーに周知しつつ、諸外国の制度によっては特定国で権利化が困難となる可能性があることについて注意喚起することが必要ではないか。

一方、猶予期間や手続については、現時点で、現行制度を変更することは時期尚早ではないか。